ざいりゅう てっづ **(1) 在留の手続き**

ここでは、在留管理制度の対象者である、「中長期在留者」について、説明します。

中長期在留者とは、法律で決まった在留資格をもって、中長期間、日本に住む外国人です。

ちゅうちょうきざいりゅうしゃ 中長期在留者とは、次のどれでもありません。

- (1) 在留資格が、「3か月」以下の人
- (2) 在留資格が、「短期滞在」の人
- (3) 在留資格が、「外交 lまたは「公用 lの人
- (4) (1)から(3)の人と、ほとんど間じだと、法律が決めている人
- (5) 特別永住者
- (6) 在留資格がない人

【外国から日本に来て、泉佐野市に住みます】

手続きの流れ

く出入国港で>

、 入国審査 (日本に入ってもいいかということを調べます)

じょうりく 恵ょか (日本に入ってもいいという許可)をもらって、中長期在留者になります。そして、「在留カード」をもらいます。

成的登录、物質空港、作部空港、関西空港、新千歳空港、公島空港、福岡空港に、予国した人

→ そこで、在留カードをもらいます

その他の場所に気質した人 → パスポートに「上陸許可」のはんこを押してもらいます。 泉佐野市役所に、住所を

知らせます。そのあと、在留カードが、その住所へ郵便で届きます。

<泉佐野市役所 市民課で>

住所を知らせます

「転入届」を出します

※新しい住所に住み始めた白から、14日以内に、手続きをします

 \downarrow

じゅうみんとう るく 住民登録

にゆうみんひょう 住民票を作ります

マイナンバーをもらいます

① 在留カード





在留カードに書いてあること

讃の写真、名前、生まれた白、性別(第か安か)、国籍・地域、住所、在留資格、在留期間、任事をしてもいいかどうかなど

16歳以上の人の存留カードにだけ、顔の写真があります。

16歳以上の人は、いつも在留カードを持っていなければなりません。法律で決まっています。

警察の人や、出入国在留管理局の人から、「在留カードを見せてください」と言われたときは、必ず見せなければなりません。

見せないと、罰金 (法律を守っていないから、お金を払うこと) になります。

ゅうこう たげん (ざいりゅう) 有効期限 (在留カードを使うことができる期間)

く永住者>

16歳以上の人: もらった首から 7年間

16歳未満の人: 16歳の誕生日まで

<永住者以外>

16歳以上の人: 在留期間が終わる日まで

16歳未満の人:在留期間が終わる日までか、16歳の誕生日まで。どちらか草い日まで。

在留カードについての届出(知らせること)

でいる。 中長期在留者は、在留カードに書いてあることに、変更があるときは、その内容を知らせなければなりません。

く住所についての居出>

催辦の変量は、泉佐野市役所の市民譲で、手続きをします(新しい催辦に住み始めた首から、14首以内に、手続きをします)。

• 外国から初めて日本に来て、泉佐野市に住むとき

持っていくもの:パスポート、在留カード(入国したときに、空港でもらった場合)

 在留資格の変更が許可されて、新しく中長期在留者になったとき

持っていくもの:パスポート、在留カード

引っ越しをして、住所が変わるとき

ち 持っていくもの: 在留カード

※ 日本の他の市から泉でを野市に引っ越してきた人は、在留カードと、前に住んでいたところの役所で、「転出 (別の市に引っ越しすること)」の手続きをしたときにもらった「転出証明書」も、持っていきます。

★手続き・問い合わせ

市民課

電話番号 072-463-1212 (内線2111~2118)

<住所の変更以外の届出>

じゅうしょいがいのかです。 住所以外の変更は、大阪出入国在留管理局で、手続きをします。

- まままごく 性素 ちいまか おうまま からま からま 名前、国籍・地域を変えたいとき
- 在留カードの有効期限を更新 (書き換え) するとき (永住者、16歳未満の人)
- 在留カードをなくしたり、汚して使うことができなくなって、もう一度作ってもらうとき
- 「働くことができる岩質資格の人(一部を除く)、留学生: 会社や学校の名前や程前が変わったとき、会社・学校をやめたとき、会社との雇用契約が終わったとき、学校を学業したとき、新しい会社・学校に行くときなど
- 在留資格が「家族滞在」「日本人の配偶等」などの人: 美または妻が死んだとき、離婚したとき

在留期間を養くしたいとき、在留資格を変えたいとき、在留資格が「留学」の人がアルバイトをしたいときも、予酸出入国 在留管理局に、許可をもらいます。

★手続き・問い合わせ

おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく大阪出入国在留管理局

でんりばんごう 電話番号 06-4703-2115

がいこくじんざいりゅうそうごう 外国人在留総合インフォメーションセンター大阪

電話番号 0570-013904 (03-5796-7112)

http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html

☆参考サイト

ほうむしょう しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう 法務省 出入国在留管理庁

http://www.immi-moj.go.jp/index.html

② **再入国許可**

日本を出る前に、「南人国許可」をもらっておくと、日本に帰ってきたあとも、日本を出る前と同じ在留資格で、日本に佳 むことができます。

1回だけ入国できるものと、何回でも入国(南入国)できるものがあります。

南入国が許可される期間は、一番優くて、5年です。(または、在留期限が、日本を出る日から5年業満の場合は、その有効期限まで。)

みなし再入国許可

『日本を出て、1年以内に、また日本に入る場合は、「再入国許可」をもらわなくてもいいです。

しかし、在留期限が、日本を出る日から1年未満の人は、在留期限の日までに、日本に帰らなければなりません。

日本を出るときに、「再入国出国用 E Dカード」の「一時的な出国であり、再入国する予定です」に**√**を入れて、空留カードと一緒に渡します。

http://www.immi-moj.go.jp/re-ed/index.html

☆参考サイト

ほうむしょう しゅうにゅうこくざいりゅうかんりちょう 「転じっしていりゅうかんり せいと 法務省「出入国在留管理庁」『新しい在留管理制度がスタート!』

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact 1/index.html